

吹田市自転車駐車場条例施行規則

昭和55年5月1日
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市自転車駐車場条例（昭和55年吹田市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入出場可能時間等)

第2条 自転車駐車場に自転車等を入出場させることができる時間（以下「入出場可能時間」という。）及び自転車駐車場に駐車することができる自転車等（以下「駐車自転車等」という。）の種類は、別表のとおりとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、自転車駐車場の入出場可能時間及び駐車自転車等の種類を変更することができる。

(一時使用)

第3条 自転車駐車場（自動管理ゲートを設置する自転車駐車場（以下「自動管理駐車場」という。）、係留装置を設備する自転車駐車場（以下「係留式駐車場」という。）及び電磁ロック係留装置を設備する自転車駐車場（以下「電磁ロック係留式駐車場」という。）を除く。以下「有人管理駐車場」という。）を一時使用する者は、自転車等を入場させるときに、使用料を納付し、一時駐車券の交付を受けなければならない。

2 使用料を前納する自動管理駐車場を一時使用する者は、自転車等を入場させるときに、ゲート制御盤の金銭投入口に金銭を投入する方法により使用料を納付し、一時駐車カードの交付を受けなければならない。

3 使用料を後納する自動管理駐車場を一時使用する者は、一時駐車カード及びICタグの貸与を受けるとともに、自転車等を出場させるときに、ゲート制御盤に一時駐車カードを認識させ、ゲート制御盤の金銭投入口に金銭を投入する方法により使用料を納付しなければならない。この場合において、一時駐車カード及びICタグは、市長がその必要がないと認める場合を除き、自転車等を出場させるときに返却しなければならない。

4 係留式駐車場を一時使用する者は、自転車等を出場させるときに、係留装置の金銭投入口に金銭を投入する方法により使用料を納付しなければならない。

5 電磁ロック係留式駐車場を一時使用する者は、自転車等を出場させるときに、電磁ロック係留装置制御盤の金銭投入口に金銭を投入する方法により使用料を納付しなければならない。

(一時使用の使用料の額の計算)

第4条 一時使用の使用料の額は、1の入出場可能時間を1日として計算する。

(定期使用)

第5条 自転車駐車場を定期使用しようとする者は、市長が定める期間内に、次に掲げる事項を記載した定期使用申込書に使用料を添えて市長に提出し、定期駐車券（自動管理駐車場及び電磁ロック係留式駐車場にあつては、定期駐車カード）及び定期駐車票（以下「定期駐車券等」という。）の交付を受けなければならない。ただし、係留式駐車場は、定期使用することができない。

(1) 申込者の氏名、住所及び電話番号（以下「氏名等」という。）

(2) 定期使用しようとする期間及び自転車駐車場並びに自転車等の種類及び標識等の番号（以下「定期使用期間等」という。）

2 定期使用の承諾を受けた者（以下「定期使用者」という。）は、定期駐車票を自転車等の後部の見やすい箇所に貼り付けなければならない。

3 有人管理駐車場の定期使用者は、自転車等を入出場させるときに、自転車駐車場の職員に定期駐車券を提示し、その確認を受けなければならない。

4 自動管理駐車場又は電磁ロック係留式駐車場の定期使用者は、自転車等を入出場させるときに、ゲート制御盤又は電磁ロック係留装置制御盤に定期駐車カードを認識させなければならない。

5 有人管理駐車場の定期使用者が当該自転車駐車を継続して定期使用しようとする場合の定期使用の申込みは、定期駐車券を添えて行わなければならない。

6 第1項の規定にかかわらず、自動管理駐車場又は電磁ロック係留式駐車場の定期使用者が当該自転車駐車を継続して定期使用しようとする場合の定期使用の申込みは、定期自動更新機のカード挿入口に定期駐車カードを挿入し、金銭投入口に金銭を投入する方法により使用料を納付すれば足りる。

(使用料の減額)

第6条 条例第4条第2項の規定により使用料を減額する場合は次のとおりとし、同項の規定により減額する額は使用料の3割に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 学生(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校又はこれらに類する施設で市長が適当と認めるものに在籍する者をいう。)が定期使用する場合(自転車を駐車する場合に限る。)

(2) 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。)、知的障害者(児童相談所、知的障害者更生相談所又は精神保健指定医において知的障害と判定された者をいう。))又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。)が定期使用する場合

2 使用料の減額を受けようとする者は、定期使用の申込みのときに、市長に対して、次に掲げる事項を記載した使用料減額申請書を提出し、及び前項各号のいずれかに該当することを証する書類を提示しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 定期使用期間等
- (3) 減額の理由

3 前項の規定にかかわらず、前条第5項及び第6項に規定する場合の使用料の減額の申請は、使用料減額申請書を提出することを要しない。

4 市長は、必要があると認めるときは、使用料の減額を受けた者に対し、第1項各号のいずれかに該当することを証する書類の提示を求めることができる。

(使用料の還付)

第7条 条例第4条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその還付額は、次のとおりとする。

(1) 定期使用者が定期使用の期間の初日の前日までに定期使用の取消しを申し出た場合 既納使用料の全額

(2) 3箇月の定期使用者が定期使用の期間の途中で定期使用の取消しを申し出た場合 既納使用料の額から経過月数(定期使用の期間の初日から当該申出があった日までの期間の月数(1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。))をいう。)にその者の1箇月の定期使用に係る使用料の額を乗じて得た額を控除した額

(3) 自転車駐車場の供用の休止により、定期使用の期間中に使用することができない日があった場合 既納使用料の額を30(3箇月の定期使用にあつては、90)で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に使用することができなかつた日数を乗じて得た額

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に定期駐車券又は定期駐車カードを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 承諾を受けた定期使用期間等
- (3) 還付を受けようとする額及びその理由
(定期駐車券等の再交付)

第8条 定期使用者は、定期駐車券等を紛失し、又は破損したときは、その旨を市長に届け出て、定期駐車券等の再交付を受けなければならない。この場合において、定期駐車カードの再交付を受ける者は、その実費を負担しなければならない。

(無断使用)

第9条 条例第8条第1項に規定する規則で定める自転車等は、次に掲げる自転車等とする。

- (1) 一時使用の承諾を受け、その翌日以後に置かれている自転車等

- (2) 定期使用の承諾を受け、その期間の満了後に置かれている自転車等
- (3) 使用の承諾を受けずに置かれている自転車等

2 条例第8条第2項に規定する規則で定める期間は、10日間とする。
(申込書等の様式)

第10条 この規則に規定する申込書等の様式は、土木部長が定める。
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、自転車駐車場の管理運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年1月28日規則第4号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成3年8月30日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中吹田市自転車駐車場条例施行規則様式第2号の改正規定 平成3年12月1日

(2) 第1条中吹田市自転車駐車場条例施行規則第3条の改正規定(「含む。」の次に「第6条第1項を除き、」を加える部分に限る。)、同規則第7条を第9条とする改正規定、同規則第6条の改正規定(同条を第8条とする部分に限る。)、同規則第5条の次に2条を加える改正規定、同規則様式第5号の改正規定(同様式を様式第7号とする部分に限る。))及び同規則様式第4号の次に2様式を加える改正規定並びに第2条及び次項の規定 平成4年4月1日

(経過措置)

2 吹田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成3年吹田市条例第13号)附則第3項の規定が適用される使用料を減額する場合に限り、第1条の規定による改正後の吹田市自転車駐車場条例施行規則(以下「新規則」という。)第6条の規定の適用については、同条第1項中「3割」とあるのは、「2割」とする。

3 第1条の規定による改正前の吹田市自転車駐車場条例施行規則様式第1号、様式第3号及び様式第4号の規定により作成した用紙は、新規則様式第1号、様式第3号及び様式第4号の規定により作成した用紙とみなし、平成4年3月31日まで使用することができる。

附 則(平成5年5月24日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成6年3月31日まで使用することができる。

附 則(平成7年3月31日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成8年3月31日まで使用することができる。

附 則(平成7年10月24日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定、第6条の改正規定(同条第1項の改正規定を除く。)、様式第2号から様式第4号までの改正規定及び様式第7号の改正規定は、平成8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 吹田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例(平成7年吹田市条例第21号。附則ただし書の改正規定を除く。以下「改正条例」という。)による改正前の吹田市自転車駐車場条例(昭和55年吹田市条例第16号)第2条各号に掲げる自転車駐車場(同条第8号に掲げる自転車駐車場を除く。))及び改正条例による改正後の吹田市自転車駐車場条例第2条第12号に掲げる自転車駐車場における平成8年3月31日までの間の定期使用については、この規則(前項ただし書に

規定する改正規定に限る。)による改正後の吹田市自転車駐車場条例施行規則の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月25日規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年1月1日から同年同月31日までの間の使用時間に限り、この規則による改正後の吹田市自転車駐車場条例施行規則第2条の規定の適用については、同条第1項第2号中「午後12時」とあるのは、「午後10時」とする。

附 則 (平成10年10月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年1月26日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成15年7月10日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市自転車駐車場条例施行規則様式第2号、様式第5号及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日以後に行う使用の申込み又は使用料の減額若しくは還付の申請について適用し、同日前に行った使用の申込み又は使用料の減額若しくは還付の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年5月31日規則第26号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(阪急豊津駅前南第2自転車駐車場に係る部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月21日規則第10号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は同年3月1日から、第2条中様式第2号及び様式第5号の改正規定は同年3月15日から施行する。

附 則 (平成18年2月7日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表阪急関大前駅中央自転車駐車場の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成19年12月25日規則第79号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成22年5月19日規則第29号)

この規則は、平成22年5月20日から施行する。

附 則 (平成24年8月31日規則第71号)

この規則は、平成24年9月3日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月16日規則第76号)

この規則は、平成25年7月19日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第31号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月30日規則第31号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、江坂駅前中央自転車駐車場の項については、同年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

自転車駐車場の名称	入出場可能時間	駐車自転車等の種類
J R吹田駅前中央自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車及び原動機付自転車
J R吹田駅前西自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車及び原動機付自転車
J R吹田駅前北自転車駐車場	午前4時30分から翌日午前1時30分まで	自転車及び原動機付自転車
J R岸辺駅前北自転車駐車場	午前5時から翌日午前1時まで	自転車
阪急吹田駅前東第1自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
阪急吹田駅前東第2自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
阪急吹田駅前西第1自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車及び原動機付自転車
阪急吹田駅前西第2自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
阪急吹田駅南自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
阪急豊津駅前南第1自転車駐車場	午前0時から午後12時まで	自転車及び原動機付自転車
阪急豊津駅前南第2自転車駐車場	午前0時から午後12時まで	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
阪急豊津駅前北自転車駐車場	午前4時30分から翌日午前0時45分まで	自転車
阪急関大前駅中央自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	原動機付自転車及び自動二輪車
阪急関大前駅東自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
阪急関大前駅西自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
阪急千里山駅前東自転車駐車場	午前4時30分から翌日午前0時45分まで	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
阪急南千里駅前西第1自転車駐車場	午前4時30分から翌日午前0時45分まで	自転車
阪急南千里駅前西第2自転車駐車場	午前4時30分から翌日午前0時45分まで	原動機付自転車
阪急山田駅前東自転車駐車場	午前4時30分から翌日午前0時45分まで	自転車及び原動機付自転車
阪急山田駅前西自転車駐車場	午前4時30分から翌日午前0時45分まで	自転車及び原動機付自転車
阪急山田駅前南自転車駐車場	午前4時30分から翌日午前0時45分まで	自転車及び原動機付自転車
阪急北千里駅前東第1自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	原動機付自転車
阪急北千里駅前東第2自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
阪急北千里駅前南自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
阪急北千里駅前北自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車及び原動機付自転車
江坂公園自転車駐車場	午前6時30分から午後12時まで	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車
江坂駅前中央自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車及び原動機付自転車
江坂駅前西自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車
北大阪急行桃山台駅前東第1自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車及び原動機付自転車
北大阪急行桃山台駅前東第2自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量0.125リットル以下のものに限る。）
南高浜自転車駐車場	午前6時30分から午後10時まで。ただし、係留式駐車場の部分については、午前0時から午後12時まで	自転車及び原動機付自転車

備考 この表の規定にかかわらず、有人管理駐車場（J R吹田駅前北自転車駐車場及び江坂公園自転車駐車場を除く。）に限り、入出場可能時間以外の時間においても、自転車等を出場させることができる。